

滋賀県私立高等学校等学び直し支援金事務取扱要領

この要領（以下「事務取扱要領」という。）は、滋賀県私立高等学校等学び直し支援金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条第2項の規定に基づき、滋賀県私立高等学校等学び直し支援金（以下「支援金」という。）の受給資格認定等にかかる事務手続き等に関し、必要な事項を定める。

（受給資格の認定および通知等）

- 第1条 交付要綱第3条第1項に規定する認定の申請は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等のうち、滋賀県内に所在するものであって地方公共団体以外が設置するもの（以下「対象校」という。）に在学する生徒（以下「生徒」という。）が、認定申請書（「滋賀県私立高等学校等学び直し支援金受給資格認定申請書（様式第1号）」）を、当該生徒が在学する対象校の設置者（以下「学校設置者」という。）を通じて、知事に提出することによって行うこととする。
- 2 前項の認定の申請にあつて、生徒の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号。以下「政令」という。）第1条第2項に規定する保護者等をいう。）は、個人番号カードの写し等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成27年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードの写しその他書類をいう。以下同じ。）を知事が指定する方法により知事に提出するものとする。ただし、やむを得ない理由により個人番号カードの写し等の提出ができない者にあつては、前項の認定申請書に保護者等の課税証明書等（政令第1条第2項に規定する道府県民税所得割の額および市町村民税所得割の額を明らかにすることのできる市町村（特別区を含む。）の長の証明書その他の書類をいう。以下同じ。）を添付し、学校設置者を通じて知事に提出することで、個人番号カードの写し等の提出に替えることができる。
- 3 事務取扱要領の規定により既に当該保護者等の個人番号カードの写し等または課税証明書等を知事に提出している場合にあつては、前項の規定にかかわらず、これを提出することを要しない。
- 4 学校設置者は、生徒から第1項に規定する認定申請書の提出があつたときは、これに「滋賀県私立高等学校等学び直し支援金受給資格認定申請者一覧（様式第2号）」を添えて知事に提出するものとする。
- 5 知事は、前4項の規定による認定をしたときまたは認定をしなかったときは、その旨を第1項に規定する申請を行った生徒に対し、学校設置者を通じて、通知

するものとする。

- 6 前項の規定による受給資格の認定を受けた生徒（以下「受給権者」という。）は、氏名を変更したときは、その旨を、学校設置者を通じて、速やかに知事に届け出なければならない。

（収入状況の届出等）

第2条 受給権者は、知事に対し、収入状況届出書（滋賀県私立高等学校等学び直し支援金収入状況届出書（様式第1号））に保護者等の課税証明書等を添付し届け出なければならない。ただし、事務取扱要領の規定により既に保護者等の個人番号カードの写し等を提出している場合にあってはこの限りではない。

- 2 前項に規定する届出は、受給権者が、毎年度、知事の定める日までに、収入状況届出書を、学校設置者を通じて、知事に提出することによって行わなければならない。ただし、第4条第1項の規定により支援金の支給が停止されている場合にあっては、同条第2項の規定により行うものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、受給権者は、当該受給権者にかかる保護者等について変更があったときは、収入状況届出書を、学校設置者を通じて、速やかに知事に提出しなければならない。

- 4 前項の届出にあって、受給権者にかかる保護者等は、個人番号カードの写し等を知事が指定する方法により知事に提出するものとする。ただし、やむを得ない理由により個人番号カードの写し等の提出ができない者にあっては、前項の収入状況届出書に保護者等の課税証明書等を添付し、学校設置者を通じて知事に提出することで、個人番号カードの写し等の提出に替えることができる。

- 5 事務取扱要領の規定により既に当該保護者等の個人番号カードの写し等または課税証明書等を知事に提出している場合にあっては、前項の規定にかかわらず、これを提出することを要しない。

- 6 学校設置者は、受給権者から第2項および第3項の規定による収入状況届出書の提出があったときは、これに「滋賀県私立高等学校等学び直し支援金収入状況届出者一覧（様式第5号）」を添えて知事に提出するものとする。

- 7 知事は、第2項および第3項の規定による届出があった場合において、当該届出を行った生徒が交付要綱第2条第1項第7号に該当しないと認めたときは、その旨をその生徒に対し、学校設置者を通じて、通知するものとする。

（支払の一時差止め）

第3条 知事は、受給権者が、正当な理由がなく前条の規定による届出をしないときは、支援金の支払を一時差し止めることができる。

(支給の停止等)

第4条 支援金は、受給権者が対象校を休学した場合において、受給権者が、「滋賀県私立高等学校等学び直し支援金の支給停止申出書(様式第6号)」を、学校設置者を通じて、知事に申し出たときは、その申出をした日(当該申出が学校設置者に到達した日をいう。)の属する月の翌月から当該場合に該当しなくなった旨の申出をした日(当該申出が学校設置者に到達した日をいう。)の属する月までの間、その支給を停止する。

- 2 前項の規定による申出をした受給権者は、前項に規定する停止事由に該当しなくなったときは、「滋賀県私立高等学校等学び直し支援金の支給再開申出書(様式第8号)」に、収入状況届出書を添付して、学校設置者を通じて知事に提出しなければならない。
- 3 前項の申出にあつて、受給権者にかかる保護者等は、個人番号カードの写し等を知事が指定する方法により知事に提出するものとする。ただし、やむを得ない理由により個人番号カードの写し等の提出ができない者にあつては、前項の収入状況届出書に保護者等の課税証明書等を添付し、学校設置者を通じて知事に提出することで、個人番号カードの写し等の提出に替えることができる。
- 4 事務取扱要領の規定により既に当該保護者等の個人番号カードの写し等または課税証明書等を知事に提出している場合にあつては、前2項の規定にかかわらず、支給再開申出書のみ提出すれば足りる。
- 5 学校設置者は、受給権者から第1項の規定による申出があつたとき、または第2項の規定による申出があつたときは、「滋賀県私立高等学校等学び直し支援金支給停止申出者一覧(様式第7号)」、または「滋賀県私立高等学校等学び直し支援金支給再開申出者一覧(様式第9号)」を添えて知事に提出するものとする。
- 6 知事は、第1項の規定による申出に基づき支援金の支給を停止したとき、または第2項の規定による申出に基づき支援金の支給を再開したときは、当該受給権者に対し、学校設置者を通じて、通知するものとする。

(受給事由消滅の届出および通知)

第5条 学校設置者は、受給権者にかかる補助金の支給を受ける事由が消滅したときは、「滋賀県私立高等学校等学び直し支援金受給資格消滅者一覧(様式第3号)」を速やかに知事に届け出なければならない。

- 2 知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を当該届出にかかる受給権者であつた者に対し、学校設置者を通じて、通知するものとする。

(授業料額の変更)

第6条 学校設置者は、受給権者の授業料額の変更があったときは、「授業料減免に係る授業料額の変更届(滋賀県私立高等学校等学び直し支援金関係)(様式第4号)」を速やかに知事に届け出なければならない。

(支給実績の証明)

第7条 受給権者(受給権者であった者を含む。以下、同じ。)は、知事に対し、「滋賀県私立高等学校等学び直し支援金の支給実績証明書発行申請書(様式第10号)」を、学校設置者を通じて提出することにより、当該受給権者にかかる補助金の支給実績の証明を申請することができる。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、支給実績証明書を発行し、当該申請にかかる受給権者に対し、学校設置者を通じて、通知するものとする。

(その他)

第8条 この事務取扱要領に定めのない事項その他支援金にかかる事務手続きに関し必要な事項は、別途、知事が定めるところによる。

付 則

この事務取扱要領は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この事務取扱要領は、平成30年7月1日から施行する。ただし、平成30年6月分以前の月分の支給については、なお従前の例による。

付 則

この事務取扱要領は、平成31年4月1日から施行する。